

NPO法人八代市スポーツ協会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、NPO法人八代市スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第5条3号の規定に基づき、本会が行うスポーツ表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種別)

第2条 表彰は、スポーツ功労者、スポーツ優秀者(団体)並びにスポーツ優良団体の3種別とする。

(表彰の方法)

第3条 表彰は年1回とし、表彰状の授与を以って行う。ただし、記念品の授与を併せて行うことができる。

(候補者の推薦)

第4条 候補者の推薦は、別に定める様式により、本会の会員代表者が行うものとする。ただし、特別な事由があるときは、本会役員が推薦することができる。

(推薦基準)

第5条 候補者及び候補団体の選定は、次の基準に該当するものとする。ただし、過年度において同種別の表彰を受けたことのないものとする。

- 1 スポーツ功労者は次の全てに該当する者とする。
 - (1) 本市の体育、スポーツ振興に格別の功績があった者
 - (2) 本会の運営及び事業に格別の功績があった者
 - (3) 本会の会員(団体)の理事又はこれと同等以上の職を6年以上務め、他の模範となり、スポーツの普及振興に功績があった者
- 2 スポーツ優秀者(団体)は次のいずれかに該当する者(団体)とする。
 - (1) 日本代表として国際大会に出場した者(団体)
 - (2) 全日本選手権大会又はこれに準ずる大会で3位以上に入賞した者(団体)
 - (3) 国際大会入賞又は日本記録を樹立するなど、特に技術に優れた者(団体)
- 3 スポーツ優良団体は次のいずれかに該当する団体とする。
 - (1) 八代市内の地域及び職域において、多くの人々にスポーツ活動の普及奨励に努め、設立5年以上継続して活動し、その実績が年々向上していると認められる団体
 - (2) 八代市内の地域及び職域において、10人以上の明確な会員で構成され、設立後5年以上継続して活動し、その実績が年々向上していると認められるスポーツクラブ
- 4 特別表彰については、別に理事会で協議する。
- 5 被表彰者は、本市に在住もしくは勤務し、又は在学する者とする。ただし、出身が本市である者も対象とすることができる。

(被表彰者の決定)

第6条 被表彰者及び被表彰団体は、第4条の規定により推薦された者の中から、選考委員会の選考を経て、理事会で承認する。

(選考委員会)

第7条 選考委員会の委員は、会長、副会長、理事長、副理事長をもって構成する。

2 選考委員会の委員長は会長とし、副委員長は理事長とする。

(規程の変更)

第8条 この規程を変更するときは、理事会の議決を経て行うものとする。

附則

1 この規程は、平成18年4月25日から施行する。

2 第5条1号の(3)に規定する職務経験10年以上については、合併前の旧郡・市体育協会加盟団体時の年数を加えることができるものとする。

3 この規程は、平成20年3月7日から施行する。

4 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

5 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

6 令和4年6月1日一部改正。